

通学バス運行規則

ジョホール日本人学校通学バスは、本校の児童・生徒が安全且つ勉学に支障なく通学できるよう、保護者の要請に基づいて、日本人会学校事務局・学校・PTA・保護者バス委員からなる通学バス運営委員会が運営し、学校運営委員会が外部委託先 J&C トラベル社と契約しています。

「児童・生徒の送迎の責任は保護者にある」との認識の下、保護者は「通学バス運行規則」をよく理解し、通学バスの安全な運行を図るために協力することが必要です。

第1条（利用等の手続き）

(1) 入会：「通学バスご利用の手引き」リンクよりアクセスして申請。
(利用開始2週間前まで)

(2) 退会：同上（1か月前まで）

(3) 休会：同上（一時帰国等で4週間以上通学バスを利用しない場合）
※長期休業中を除く

(4) 転居：同上（転居等で住所・ルート変更がある場合は2週間前まで）

(5) 連絡先：電話番号の変更は、WhatsApp でバス会社へ連絡する。

※(1)～(5)のいずれの場合も、日程が決まった時点で速やかにバス業者に届け出る。

第2条（通学バス利用料金と必要経費）

(1) 通学バス運営に関する必要な経費は利用する保護者の負担とし、当該料金を通学バス運営委員会から委託された学校事務局に納入する。（小切手または、銀行振込）

(2) 月次のバス利用料金は定められた期日までに支払う。

・ 4か月分をまとめて前納する。（第1期） 4月～7月分 ⇒入学式後に納入

（第2期） 8月～11月分 ⇒夏休み前に納入

（第3期） 12月～3月分 ⇒11月中旬に納入

(3) 退会・休会の場合、利用があった月の料金は返金されない。ただし、前納された料金のうち利用のない月の部分がある場合、払戻しされる。休会期間中は、バス費用は発生しない。

(4) バス会社に支払う利用料金は、全利用者で均等に負担する。利用料金は学期ごとに次期納期の児童生徒の予測をもとに算出し、学校事務局より知らせる。

第3条（バス運行路線）

(1) 通学バス運行路線は、年度始めに通学バス運営委員会に於いて J&C トラベル社と相談の上決定する。

(2) 原則として、路線の異なるバス及び所定の場所以外での乗降は認めない。

(3) 路線より離れた地区よりバス利用を希望する場合は、最寄りの地点まで出向き、これを利用する。

第4条（バス運行スケジュール）

(1) 運行スケジュールを守るため、発車予定時刻5分前までに所定の場所で待機する。

(2) 欠席等によりバスを利用しない場合、下記により速やかに連絡し、運行に支障を生じないようにする。

① 登校時：・バス業者へ 保護者から WhatsApp で知らせる。

（欠席・遅刻等の連絡は、別途、学校へ電話する。）

② 下校時：・バス業者へ 保護者から WhatsApp で知らせる。

・学校へ学級担任を通じ、下校バス不利用届を用いて連絡する。

第5条（通学バス利用者以外がバスを利用する場合）

- (1) 一時的利用　：やむをえず何らかの事情が生じ一時的に利用したい時には、手引きにある同乗申請メールのサンプルを参考にバス会社へ申請する。
一定期間利用：第1条同様に、入会届を提出する。
- (2) 料金は、既存のコースの乗車ポイントから学校まで、片道 RM10・往復 RM20 とし、日割り計算する。（距離は関係せず）ただし、次の場合は無料とする。
 - ① 自宅から学校に寄らず、直接校外学習・修学旅行に行く場合。
 - ② 墓地清掃から、学校に寄らず、直接帰宅する場合。
 - ③ 校外学習・修学旅行から、学校に寄らず、直接帰宅する場合。
 - ④ 学校の日課時程内でのバス利用の場合。（学校全体で、年 24 回まで。）

第6条（保護者の義務）

- (1) 保護者は、通学バス運営委員会会則・通学バス運行規則・通学バスご利用の手引きを熟知し、同意した上で入会申込書を J&C 宛に提出する。その他、運営委員会より特別に協力を求められた事項に対し協力する。
- (2) 保護者は、通学バス運行規則を良く理解し、バス利用者に対し「バス乗車規則」の諸事項を守らせる。
- (3) 保護者は、原則としてバス運行時間帯は利用者の安全確保のために在宅する。やむを得ず外出する場合は、連絡が取れるように携帯電話を携帯する。

第7条（事故の責任）

- (1) バス運行に関して発生した事故については、その原因のいかんを問わず、学校運営委員会、通学バス運営委員会、及び学校はその責任を負わない。ただし、傷害事故が発生した場合、通学バス運営委員会は運行代業者あてに関係機構の適用法令、あるいは付保条項を賠償の根拠として、これの求償交渉等円満解決のために協力する。
- (2) 児童・生徒によるバス備品の破損については、当事者の保護者が補償負担する。

第8条（バス乗車規則）

＜乗車するときのルール＞

- ・バスは遅刻者を待たずに出発時間に発車します。出発時間の5分前には、必ず集合してください。
- ・バスが完全に止まるまで近づかない、乗り込まない。
- ・検温してから乗車し、指定場所へ着席すること。
- ・乗車の際にドライバーへ必ず挨拶をして、名前をチェックしてもらうこと。
- ・座席指定がない場合は、奥の席・窓際から詰めて譲り合って座る。
- ・となりの座席に荷物を置かない。
- ・乗車したら、シートベルトをしっかり締めること。
- ・座席のシートを倒さない。
- ・禁止アイテムを持ち込まないこと。

＜乗車中のルール＞

- ・シートベルトをはずしたり、緩めたりして席を立たない。
- ・歩き回らない。前を向いて座ること。
- ・悪ふざけしない。大声を出して騒がない。
- ・ケンカをしない。
- ・バス備品で遊んだり傷つけたりしない。バスの外へ持ちださない。
（意図的にバスに損傷を与えた場合は、弁償してもらう場合もある。）
- ・飲食は禁止。ただし、以下の場合は、バス停車中に水分をとっても良い。
 - ① 交通渋滞等で、登下校時間が長い場合
 - ② エアコンの故障等で、車内が暑い時
 - ③ 体調が悪い時
- ・車内にゴミやお弁当の残りを捨てない。
- ・物を投げて遊ばない。
- ・前の座席をけらなない。ドライバーの運転を妨害しない。
- ・窓をあけないこと。非常ドアを触らない。非常ドアがある席には座らない。

＜降車するときのルール＞

- ・指定したポイントでしか降車できない。
- ・バスが完全に止まってから降りる準備をする。
- ・シートベルトをはずしたら、ベルトを座席の上におく。
- ・忘れ物がないか確認する。（忘れ物をしたら、バス会社に問い合わせる。）
- ・前の席から、順番で降りること。
- ・降りるときに携帯を使わないこと。遊ばないこと。

＜持ち込み禁止アイテム＞

- ・虫かごに入れられない生物
- ・傘（折りたたみ傘は可）
- ・オモチャ
- ・学校に必要ないもの

第9条（通学バスの事故、故障発生時の緊急対策）

緊急時は下記連絡系統に基づき、速やかに連絡、救助、対策等を行う。

【緊急時の連絡系統】

ドライバー ⇒ 部門責任者 ⇒ Mr. Seah /Mr. Jimmy
⇒ 交通警察へ連絡
⇒ 救急車出勤要請 → 病院へ搬送

WhatsApp で情報共有

保護者・学校・学校事務局

附則

この規則は、平成9年4月15日付で制定し、即日発効する。

この規則は、平成10年7月18日付で第1条第2号を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成10年11月14日付で第2条第3条第6条を改訂し、第8条を制定し即日発効する。

この規則は、平成16年4月28日付で第5条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成19年1月8日付で全面的に改訂し、即日発効する。

この規則は、平成22年2月23日付で第5条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成25年4月1日付で第9条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成27年2月10日付で第9条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成28年度10月5日付で第1条を改訂し、即日発効する。

この規則は、平成29年度2月28日付で第1条5条を改訂し、即日発効する。

この規則は、令和3年9月1日付で全面的に改訂し、即日発効する。